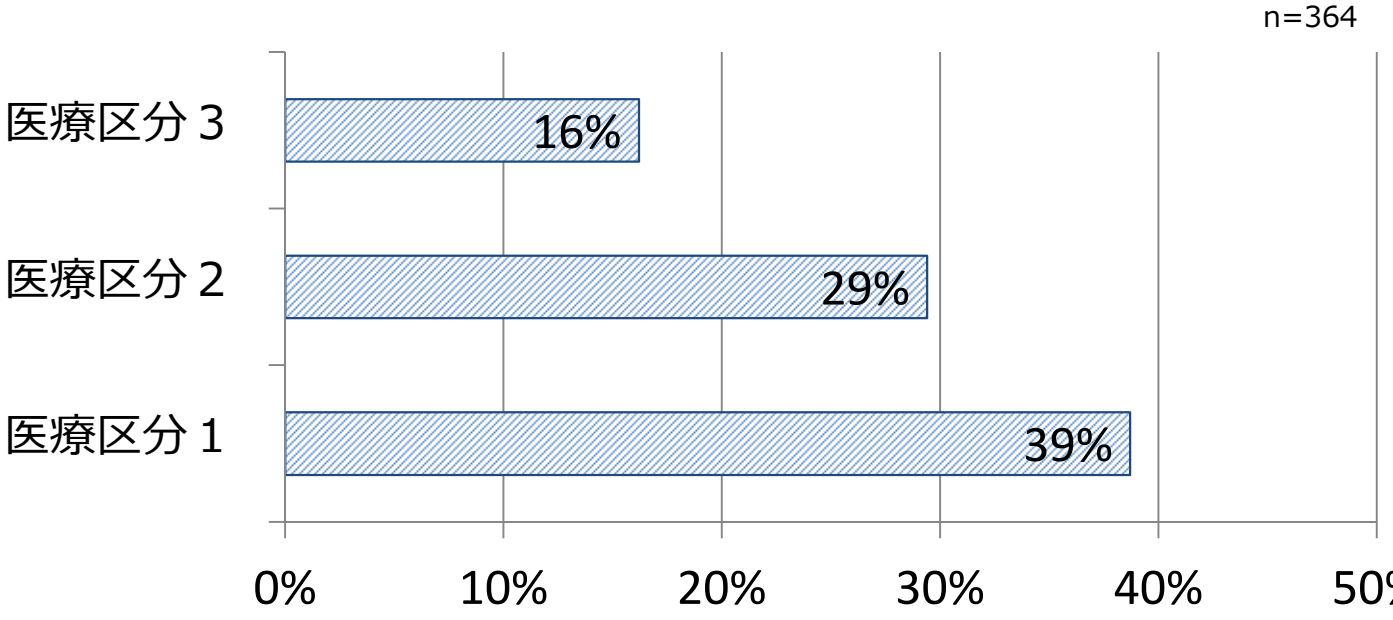
資料4

訪問診療の対象患者について

訪問診療の対象患者について
＜医療区分＞

＜訪問診療対象患者の医療区分＞



- 平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査」において調査。
- 全国の保険医療機関のうち、在宅療養支援診療所（1500施設）・在宅療養支援病院（500施設）・在宅療養支援診療所等の届出がない保険医療機関（500施設）を対象として調査、回答施設数22.0%。
- この調査において、1施設につき3名を、退院からの期間が新しい人から優先的に患者調査の対象とした。患者調査の有効回答数（医療機関と患者から患者票の回答があった人数）はn=364。
- 上記のグラフには、医療区分について無回答だった患者数（16%）が含まれていないため、医療区分1～3の合計が100%に一致しない。

医療区分３	【疾患・状態】 ・スモン　・常時監視、管理を実施 【医療処置】 ・２４時間持続点滴　・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用　・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄　・気管切開等（発熱＋） ・感染隔離室　・酸素療法
医療区分２	【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー　・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患・その他の難病 ・脊髄損傷等　・慢性閉塞性肺疾 ・悪性腫瘍（疼痛コントロール） ・肺炎　・尿路感染症 ・リハビリテーション（30日以内） ・脱水かつ発熱　・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱　・褥瘡 ・下肢末端開放創　・せん妄 ・うつ状態　・暴行 【医療処置】 ・透析　・経腸栄養（発熱等＋） ・喀痰吸引　・気管切開等 ・血糖検査 ・創傷（皮膚潰瘍　・手術創　・創傷処置）
医療区分１	医療区分２・３に該当しない者

出典：平成24年度検証部会調査（在宅医療；図表238）